



(場所)市役所市民課
(相談員)青木逸郎弁護士

みんなそろって献血を

万一の場合にそなえて

本市の献血事業は、自治会の積極的な協力により順調に進められております。その後血液の保存量も増加し、現在では、小田原保健所地区の医療機関の血液需要をほぼ満たすまでになっております。

しかし、交通事故や手術が増加しているこのころでは、この保



7・8月分献血実績表

月日	献血組織	献血者数
7.13	保 健 所	100
7.23	中島33区自治会	102
"	多古44区自治会	103
7.25	銀座商店街	79
"	婦人職業訓練所	33
7.27	保 健 所	51
7.30	井細田42区自治会	35
7月分計		503名
8.2	箱根町宮の下地区	88名
8.6	中島34区自治会	73
"	井細田43区自治会	102
8.10	保 健 所	45
8.20	早川木地挽自治会	120
"	曾我地区自治会	124
8.21	"	110
8.24	万年15区自治会	70
"	保 健 所	78
8.25	万年20～2区自治会	101
8.27	早川西組自治会	143
8.28	早川東組自治会	62
8.30	早川早稲田向口自治会	68
8.31	市役所互助会	145
8月分計		1,329名
4月からの累計		5,038名

プロパンを安全に 保安研究会が 使い方を指導

小田原市と足柄下郡のプロパンガス販売店の従業員で作られている小田原地区LPガス保安研究会(事務局は足柄下地方事務所)は、事故防止の一環として、プロパンガスを使っているご家庭を訪問し、ガスが正しく使われているか、あるいはガス器具がいたっていないかを調べるなどいろいろと安全指導をしております。

ところが、最近、保安研究会員と称して、ガス器具を点検した

共同募金の配分について

「恵まれない施設の人たちへ」ということから決定した国民たすけあいの共同募金について、最近新聞紙上等でその配分方法が取りあげられております。

その内容は、施設への配分よりも地域の社会福祉協議会に多く配分されておられ、この配分が事務費や人件費に使用されているが、これは改めるべきであるという行政管理者の勧告による共同募金に大きな影響を及ぼしております。

この報道は、行政管理者が三都道府県の共同募金について調査した結果でありまして、神奈川県共同募金の現状とは、相当相違していることを市民のみなさんにお知らせしてご理解を願いたいと思いま

三・四に当りますが、社会福祉協議会では、この配分金を事業費として地域の社会福祉事業のために使用しており、人件費と事務費等の大部分は、県社会福祉協議会の交付金、小田原市の補助金その他でまかなわれております。

このように共同募金の本市社会福祉協議会に対する配分金が、正しく使用されておられることを市民のみなさんにお知らせしてご理解を願うとともに、十月から始まる昭和四十二年の共同募金になお一つそのご協力をお願いいたします。

中小企業者に 歳末資金の融資

市および県の制度による中小企業向け歳末資金の融資の取り扱いがはじまりました。ご希望のかたはお申し込みください。利用資格融資条件等は次のとおりです。

市の制度の場合

無料血圧測定

日時 10月17日(日) 午後4時～5時

場所 小田原市民会館 1階ロビー

主催 小田原医師会

計量器定期検査日程

検査日時	検査区域	検査場
昭和42年10月9日(月) 午前9時30分から午後3時まで	小田原市 栄町1丁目及び栄町3丁目	小田原市役所旧庁舎
" 11日(水) "	栄町2丁目、栄町4丁目及び城内	"
" 12日(木) "	南町1丁目から南町4丁目まで	"
" 13日(金) "	本町1丁目から本町3丁目まで	"
" 14日(土) 午前9時30分から午後11時30分まで	本町4丁目、十字2丁目、十字4丁目及び幸1丁目	"
" 16日(月) 午前9時30分から午後3時まで	今井、旧今井、旧山王、酒匂及び小八幡	神奈川県計量検査所小田原支所 小田原市立中央公民館
" 17日(火) "	国府津及び田島	小田原市立国府津小学校
" 18日(水) 午前9時30分から午後11時30分まで	石橋、米神、根府川及び江之浦	片浦農業協同組合根府川支所
" 18日(水) 午後1時から午後3時まで	早川	早川農協九二選果場
" 19日(木) 午前9時30分から午後3時まで	別堀、高田、千代、永塚、東大友、西大友、延清、曾我原、曾我津、曾我、曾我大井及び鬼柳	小田原市立中央公民館 下曾我分館
" 20日(金) "	蓮正寺、中曾根、飯田岡、堀之内、柳新田、小台、新屋、府川、北ノ窪、清水新田及び六部新田	小田原市農業協同組合富水支店
" 21日(土) 午前9時30分から午後3時まで	旧町田、久野、荻窪及び池上	井細田公民館
" 23日(月) 午前9時30分から午後3時まで	井細田、旧井細田、多古及び穴部	"
" 24日(火) 午前9時30分から午後11時30分まで	飯泉、成田及び桑原	小田原市役所豊川支所
" 24日(火) 午後1時から午後3時まで	曾比及び栢山	尊徳記念館
" 25日(水) 午前9時30分から午後3時まで	下堀、中里、矢作、鴨宮、上新田、中新田及び下新田	小田原市役所下府中支所
" 26日(木) "	板橋、南板橋2丁目、風祭、入生田及び水之尾	植村幸之助宅車庫(板橋88番地)
" 27日(金) "	中町1丁目から中町3丁目まで、旧中島、谷津及び緑4丁目	小田原市役所旧庁舎
" 28日(土) 午前9時30分から午後11時30分まで	浜町1丁目及び浜町2丁目	"
" 30日(月) 午前9時30分から午後3時まで	浜町3丁目及び浜町4丁目	"

計量器の定期検査

計量器検査所では、商取引、証明等に使用されている計量器の定期検査を次の日程で行ない、必ずしも計量器をお持ちのかたは、必ず手帳が必要となりましたので検査を受けください。検査を受ける当日ご用意ください。

火事と救急は 119番へ

場所と目標をはっきりと

小田原市消防本部



みんながしあわせに

共同募金運動

10月1日～12月31日

目標額

3,844,800円

神奈川県共同募金会小田原市支会

小田原のスポーツ史を編さん

資料の収集にご協力を

来年の明治百年を記念して小田原体育連盟では小田原のスポーツ史を編さんすることになりました。このため体育連盟では現在その資料を集めておりますので、本市(足柄下郡を含む)スポーツ関係の資料をお持ちのかたがありましたら、ごめんとんでも市教育委員会体育課(電話2111番)にお知らせください。

9月15日「としよりの日」に

A black and white photograph showing a large group of people, likely students and faculty, seated at long tables in a large hall or cafeteria. In the background, a stage is visible with several people standing on it, possibly during a performance or presentation.

上=記念品を受ける川田さん、下=芝居を楽しむ老人たち

ことは65歳になった
かと74歳以上のかた

市では医師会の協力を得て、近く老人の健康診査を実施します。

この健康診査は、老人福祉法により六十五歳以上のかたを対象として行なわれるものです。

昨年度は厚生省からの通達によつて現在六十六歳以上七十三歳までのかたがたについて行ないましたので、ことしは六十五歳になります。

この健康診査には、一般診査と精密診査がありますが、一般診査は問診、理学的診察、尿定性検査（蛋白、糖、ウロビリノーゲン）および血圧測定について行なわれます。該当者には、近く市から診

たかた、七十四歳以上のかたがた約四千人の診査をすることになりました。

査の通知をお届けしますので、それについている「健康診査記録票」をお持ちになつて、近くのお医者さんで一般診査を受けてください。一般診査は無料（公費負担）です。

一般診査の結果「病気の疑い」があるかたについては、さらに、ふん便潜血反応検査、血液沈降速度、

前年の所得が別表の額を越える場合は自己負担となります。

市では、あらかじめ診査対象の市では、あらかじめ診査対象のかたがたについて所得状況を調査し「健康診査記録票」の左肩にある精密診査料負担区分欄に、公費負担、自己負担を明らかにしてお届けいたしますのでご承知ください。

戦傷病者等の妻に對する特別
給付金支給法（昭和四十一年七
月一日、法律第一〇九号）は、
このたびその支給範圍の拡大等
内容としてその一部が改正され
本年四月一日から適用されるこ
とになりましたが、その概要は
次のとおりです。

おもな改正事項

この特別給付金は昭和十二年
七月七日以後に発病した公務傷
病により不具廢疾となつたこと
を事由として、昭和三十八年四
月一日において遺族援護法によ
る障害年金、恩給法による戦傷
増加恩給等を受けている戦傷

支給範圍が拡大さる

戦傷病者の妻に対する特別
給付金支給法の一部改正
程度が第六項症または第七項症
に該当するものにも支給される
ことになりました。

請求手続き
本市では、すでに市傷い軍人
妻の会事務局長のご協力を得て、
該当者名簿を作成し、これに基
き支給額等

この特別給付金は額面十万円

の特別給付金について、くわし
くお知りになりたいかたは市福
祉事務所（福祉課・庶務係）ま
たはもよりの支所にお問い合わ
せください。

（問い合わせ先）
小田原☎二二二番／内線
福祉課一番

扶養家族数	前年分の所得
○人の場合	二六〇、〇 三二〇、〇 四四〇、〇 五五〇、〇 六六〇、〇
一人	〇〇〇、〇
二人	〇〇〇、〇
三人	〇〇〇、〇
四人	〇〇〇、〇
五人	〇〇〇、〇
六人	〇〇〇、〇

円

なお、診査の結果、病気が発見され治療を受けるときは、保険証が必要ですから、受診の際は保険証が共済組合員証をご用意くださ

い。

一般診査の受診通知は、十月中旬までにお出しいたしますが、通

扶養親族數	前年分の所得
扶養親族數	養親族義務者

〇人の場合	四二六、八一二	円
一人	五三六、八四〇	
二人	六四四、一八七	
三人	七〇〇、二五〇	
四人	七六〇、七五〇	
五人	八一八、七五〇	
六人	八七六、二五〇	
七人	九三六、二五〇	
八人	九八七、二五〇	
九人	一、〇〇〇、〇〇〇	

月一日において、次の(一)から(七)までの給付を受ける権利があるか、またはこれらの給付を受ける資格があるかのうち、戦没者の死亡当時、その戦没者以外には、子も孫もなかつたかたで、かつその後

母等が昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明である場合に、同順位がないときは、次順位者の申請により、この次順位者を特別給付金を受けねばべき順位の戦没者の父母等とみなすことができるようになるつております。

二、特別給付金の額及び国債
この特別給付金の額は十万円であり、五年償還の無利率の記名国債です。

三、時刻
この特別給付金を受ける権利は、その請求手続きを昭和四十二年四月一日から三年間に行なわなければならない。

生ワクチンの服用
予小児マ
防ヒ

10月末から市内各会場で

市衛生課では、小児マヒ予防のための生ワクチン服用を次によりおこないます。該当者は必ずお受けください。

んだかた
昭和四十一年七月一日から同四十二年一月三十一日までに生まれたかた。

(4)二回目(昭和四十二年春に飲
 び一回目(はじめて飲むかた)
 昭和四十一年二月一日から同四
 十二年六月三十日まで)に生まれ
 たかた。
 昭和四十一年四月一日から同四
 十二年六月三十日まで)に生まれ
 たかたで、今までに生ワクチン
 を一回飲んでいないかた。
 2、生ワクチンを飲んではいけな
 い。

会 場	月 日
富 水小学校	10. 28 (土)
新 玉小学校	10. 30 (月)
酒 匂小学校	10. 31 (火)
豊 川公民館	11. 1 (水)
足 柄小学校	11. 2 (木)
板 橋公民館	11. 4 (土)
下府中公民館	11. 11 (土)
下曾我公民館	
町 田公民館	
尊・徳記念館	
片 浦 支 所	
本 町小学校	
国府津小学校	
城 内小学校	

結核の健康診断日程表

月日	曜	実施会場	時間
10. 11	水	田島公民館	
10. 12	木	西湘高校正門前	
10. 16	月	酒匂中学校	
10. 17	火	清水青果店 (小八幡)	
10. 18	水	印刷局浴場広場	
10. 19	木	酒匂公民館	
10. 23	月	芦子小公民館	後1.30
10. 24	火	寺町小学	
10. 25	水	大稻荷神社	~3.30
10. 26	木	健康学園	
10. 30	月	山王保育園	
10. 31	火	県計量検定所 (城東高ウラ)	
11. 1	水	弘経寺	
11. 2	木	山王松原バス停前	
11. 6	月	請願町勝侯商店前	
11. 7	火	新玉小	
11. 8	水	志沢駐車場(浦町)	
11. 9	木	緑三公民館	
11. 13	月	緑公民館	
11. 14	火	潮公民館	後1.30
11. 15	水	万年公民館	
11. 16	木	17区事務所	~3.30
11. 17	金	18区公民館	
11. 20	月	社会保険事務所	
11. 21	火	中央公民館	
11. 22	水	24区事務所	
11. 24	金	25区事務所	

狂犬病予防注射日程

月 日	時 間	場 所
10. 4	10.00~12.00	下 府 中 支 所
"	13.00~14.00	矢 作 観 音 堂
"	14.30~15.30	下 新 田 青 年 会 場
"	16.00~16.30	諏 訪 原 集 会 場
10. 5	10.00~11.00	會 我 支 所
"	11.30~12.00	桑 原 公 民 館
"	13.00~14.00	豊 川 支 所
"	14.30~15.30	飯 泉 公 民 館
10. 6	10.00~12.00	下 曾 我 支 所
"	13.00~14.00	千 代 村 の 家
"	14.30~15.30	西 大 友 公 民 館
10. 11	10.00~11.00	久 野 公 民 館
"	11.30~12.00	坂 下 公 民 館
"	13.00~14.00	川 端 光 寺
"	14.30~15.30	荻 窪 農 協
10. 12	10.00~12.00	飯 田 岡 公 民 館
"	13.00~14.00	西 北 公 民 館
"	14.30~16.00	堀 之 内 公 民 館
10. 13	9.30~10.30	桜 井 支 所
"	11.00~12.00	曾 比 公 民 館
"	13.00~15.00	蓮 正 寺 稻 荷 社
10. 16	9.30~11.30	町 田 公 民 館
"	12.30~13.30	中 島 公 民 館
"	14.00~15.30	谷 津 公 民 館
10. 17	9.30~11.30	穴 部 公 民 館
"	12.30~13.30	北 ノ 窪 公 民 館
"	14.00~14.30	久 所 青 年 会 場
"	15.00~15.30	府 川 青 年 会 場
10. 18	10.30~12.00	田 島 公 民 館
"	13.00~15.00	国 府 津 菅 原 社
10. 19	9.30~12.00	酒 匂 支 所
"	13.00~14.00	小 八 幡 神 社
"	14.30~15.30	酒 匂 神 社
10. 20	10.00~12.00	早 川 支 所
"	13.00~15.00	板 橋 公 民 館
10. 23	10.00~12.00	緑 公 民 館
"	13.00~15.30	足 柄 支 所
10. 24	10.00~12.00	風 祭 公 民 館
"	13.00~14.00	入 生 田 公 民 館
10. 25	9.00~11.00	網 一 色 公 民 館
"	11.30~12.30	万 年 公 民 館
"	13.30~14.30	抹 香 町 観 音 堂
"	15.00~16.00	寺 町 公 民 館
10. 26	10.00~10.30	石 橋 農 協
"	11.00~11.30	米 神 神 社
"	12.00~12.30	片 浦 農 協
"	13.30~14.30	片 浦 支 所
"	15.00~15.30	江 之 浦 公 民 館
10. 27	10.00~12.00	市 役 所
"	13.00~15.00	保 健 所

狂犬病の予防主射

狂犬病予防法による秋の予防射を小田原保健所主催により次とおり実施いたしますので犬を連れてもよりの場所へおいでください。

10万円の特別給付金
戦没者の父母・祖父母に

の概要は次のとおりです。

一、特別給付金を受けられる資格

この特別給付金は、昭和十二年七月七日以後の公務上の傷病により死亡されたものの軍人軍属、または準軍属であつた戦没者の父母または祖父母であつて、昭和四十二年四月

した祖父母。

④前述③以外の祖父母。

なお、同順位の父母については養父母を先順位にし、実父母を後順位にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先順位にし、実父母の父母を後順位とします。

(注) この特別給付金を受け

相相相 情護と 苦擁ご 政権配 行人心

10月17日 午前9時～午後

場 所 市立青少年補導

金の特別給付金の特別給付金

戦没者の父母・祖父母に

国はさきの大戦で、最愛の子や孫を失ひ、しかもそのために子孫が絶えたという特別の事情のある父母または祖父母のかたがたをお慰めするため、このたび「戦没者の父母等に対する特

かたに支給されます。

- (一)公務扶助料
- (二)特別扶助料
- (三)遺族年金
- (四)特別遺族年金
- (五)遺族給与金
- (六)旧令共済殉職年金
- (七)各省共済殉職年金

(注) 特別給付金を受けるべきかたが複数の場合も、この順序により支給されます。

D 花 一 一 省 一 主 十 國 有

系血族のない父母の実態調査表」に基づき該当者名簿を作成し、これをもとにして日時を定めて市福祉事務所（福祉課・庶務係）で面接調査をし請求書類を作成しておきます。

この市遺族会の実態調査にもれたと思われるかた、あるいはこのの特別給付金のことをよくお知らせにしたいかたは、市福祉事務所福祉課庶務係（電話〇一一二一）内福祉課一番、またはもよりの各支所にお問い合わせください。

なお、診査の結果、病氣が発見され治療を受けるときは、保険証が必要ですから、受診の際は保険証が共済組合員証をご用意ください。

一般診査の受診通知は、十月中旬までに出したいしますが、通知に示された期間内に診査を受けてください。

月一日において、次の(一)から(四)までの給付を受ける権利があるかた、またはこれらの給付を受ける資格があるかたのうち、戦没者の死亡当時、その戦没者以外には、子も孫もなかつたかたで、かつその後昭和四十二年三月三十一日までの間に自然血族である子も

この特別給付金の額は十萬円で、五年償還の無利子の記名国債です。

三、時刻

この特別給付金を受ける権利は、その請求手続きを昭和四十二年四月一日から三年間に行わないと消滅します。

四、請求手続き

本市では、すでに市遺族会のご

[illegible]

母等が昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明である場合に、同上順位がないときは、次順位者を特別給付金を受けるべき順位職の戦没者の父母等とみなすことができるようになっておられます。

